

過重労働・メンタルヘルス対策

1. 労働安全衛生法の改正(平成18年4月施行)

- 長時間労働者に対する医師による面接制度の導入等
- 衛生委員会等における調査審議事項

2. 指針等による対応

- 「労働者の心の健康の保持増進のための指針」(法第70条の2に基づく公示)の普及
- 「心の健康問題により休業した労働者の職場復帰支援の手引き」の普及
- 「職場における自殺の予防と対応」(自殺予防マニュアル)の普及
- 「過重労働による健康障害防止のための総合対策」の周知徹底
- 「当面のメンタルヘルス対策の具体的推進について」による指導

過重労働による健康障害防止のための 総合対策

過重労働による健康障害を防止することを目的として、事業者が講ずべき措置を定めたもの。(平成18年3月策定、平成20年3月一部改正)

1. 時間外・休日労働時間の削減

- 36協定締結時における「限度基準」の遵守
- 労働時間の適正な把握 等

2. 年次有給休暇の取得促進

3. 労働時間等の設定改善

4. 労働者の健康管理に係る措置の徹底

- 産業医の選任時の健康管理体制の整備、健康診断及びその事後措置の実施等
- 長時間にわたる時間外・休日労働を行った労働者に対する面接指導等
- 過重労働による業務上の疾病を発生させた場合の原因の究明及び再発防止の徹底

平成20年4月より小規模事業場(労働者数50人未満)も適用